

幼稚園教育要領(案)とその問題

宮内孝

- 一、性格と中間発表の意義(附、発表原文)
- 二、現在までの経過
- 三、その問題点

一、性格と中間発表の意

過般、京都と東京で行われた文部省主催の幼稚園教育研究集会の折、文部省から、後に掲げるような幼稚園教育要領(案)の要項とその内容の一部、「幼稚園の教育目標」と「教育内容」の全文とが発表された。なぜこのような中間発表が行われたのであろうか。その理由

よ、幼稚園教育要領の性格にもとづくと解せられる。即ち、幼稚園教育要領は、学校教育法施行規則第七十六条に「幼稚園の教育課程は幼稚園教育要領の基準による」とあり、各幼稚園に對して法的拘束力をもつものであるからである。保育要領が絶版になつておる現在、各幼稚園で実際に教育していく法的なようどころは、形式的にはあるとしても実質的にはないといつても過言ではない。けれども、ひとたび、幼稚園教育要領が出されたならば、各幼稚園の教育課程はそれに基づいて作られなければならず、従つて、それは、今後のわが国の幼稚園教育の方向を決定すると見なければならない。また、わが国教育界の一一般的傾向として、このようなものが出来られた場合、それに頼り

過ぎる危険を包蔵している。幼稚園教育要領は、このような性格をもつものであるから文部省としては、広く各地方、各幼稚園の意見を求め、より適合した、よりよいものを作成しようという意途にもとづいて、今回の中間発表がなされたものと解せられる。

従つて、この文部省の意途は深く考える必要がある。前に述べた通り、幼稚園教育要領によつて、わが国の幼稚園教育の大筋が決定される以上、それは、現場における日々の教育に適合したものであるとともに、将来への理想を含んでいるものでなければならぬ。それは、現場の実状に即し、保育者一人一人の考え方をも反映するものでなければならない。現場と遊離し、現場の支持を保たないものであつたならば、如何によく書かれてしまうとそれは一個の作文に過ぎず、画餅に等しい。しかも、たとい、それがそのようなものであつたとしても現実に法的力は失わないのであるから、幼稚教育界に混乱をひきおこし、ひいては子どもの成長発達にも影響を及ぼしてくる。一方、如何に現実に適合しておつても、理想を欠いておつてはならない。理想によって貫ぬかれていない教育がどのようなものであるかは多言を要しないであろう。

このようなことから、文部省としては、このたびの研究集会

を機会に各都道府県の代表者に、要領中最も重要な、最も具体的で日々の教育に直接深い関係をもつ部分の一応の原案を示し、その意見を求めめたのである。従つて、各代表者にあつては一部の人々の意見のみではなく、広く全般の意見を求め、一方幼稚園教育にたずさわる人々は傍観的な態度を捨てて積極的に参加し、その具体的建設的な意見を述べるべきである。すべてこのようなものは、それが決定されて正式に発表されたならば、その改訂には時日を要するし、また困難もともなうのである。従つて、でき上る前のじゅうぶんな検討が必要である。そのためには、これを機会に、この要領案を中心て各地方で研究会などを活潑に開き、その成果をまとめて答申するごとも望ましい一つの方法であろう。そして、このような事柄によくありがちなかけ口や、あとになつてからの不平不満をいわぬようにありたいものである。

これから私は、この原案作成に深く関係した一人として、今までの経過や、その問題点などについて述べ、今後の参考にしたいという勿論ここに述べることは私個人の考え方や意見であつて、全く私的立場からであることはいうまでもない。

(つづく)